

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年6月25日（平成27年（行情）諮問第390号）

答申日：平成28年9月15日（平成28年度（行情）答申第330号）

事件名：「「運用要求書（案）水際障害処理装置に係る研究」研究成果（終了報告）について（報告）」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「「運用要求書（案）『水際障害処理』に関する研究」に関し「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「「運用要求書（案）水際障害処理装置に係る研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第120号。25.12.17）（表紙のみ）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月20日付け防官文第8301号により防衛大臣が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

本件対象文書につき、電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「「運用要求書（案）水際障害処理装置に係る研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第120号。25.12.17）」を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用し、法9条1項の規定に基づき、平成27年5月20日付け防官文第8301号により特定した文書の表紙のみについて開示決定（原処分）を行ったところ、本件異議申立てがされたものである。

なお、特定した行政文書の残りの部分については、平成28年7月29

日（金）までに開示決定等を行う予定である。

## 2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件異議申立てを受け確実に期するために行った再度の文書探索においても、電磁的記録の保有を確認することはできなかった。

(2) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成27年6月25日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を收受

③平成28年9月13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「「運用要求書（案）水際障害処理装置に係る研究」研究成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）（研本研第120号。25.12.17）」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した1回目の決定により、当該文書の表紙のみ（本件対象文書）について開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部長から陸上幕僚長に紙媒体で報告された文書である。

イ 陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）では、上記アの文書を作成した後、原稿である電磁的記録については保存の必要がないため廃棄しており、防衛省において、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 原処分に当たり、研究本部及び陸上幕僚監部において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

エ 本件異議申立てを受け、確実を期すため、再度研究本部及び陸上幕僚監部の書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提出を受け、当審査会において確認したところ、本件対象文書にはゴム印の押印があることから紙媒体の文書と認められ、本件対象文書の原稿である電磁的記録について廃棄したとする諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子